

広島市告示第 185 号

令和 7 年 4 月 1 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の規定に基づき、令和 7 年度広島競輪開催業務における選手賞金等の支払業務の公金事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び事業所の所在地

(1) 名称

株式会社チャリ・ロト

(2) 代表者の氏名

代表取締役 石原 洋輔

(3) 事業所の所在地

東京都渋谷区渋谷二丁目 24 番 12 号 渋谷スクランブルスクエア

2 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和 7 年 4 月 1 日

3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

広島市告示第185号
令和7年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、令和7年度広島競輪開催業務における選手賞金等の支払業務の公金事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び事業所の所在地
 - (1) 名称
総合警備保障株式会社 岡山支社
 - (2) 代表者の氏名
岡山支社長 山田 洋介
 - (3) 事業所の所在地
岡山市北区下石井二丁目10番12号 杜の街グレースオフィススクエア3F
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間
令和7年4月1日から令和7年9月30日まで